

2017年度 研究費執行ガイドブック（研究者用）に関する訂正

「立命館旅費支給規程」の一部改正（2017年4月1日施行）に伴い、タクシー代の支給範囲の見直しがあり、3月下旬より配付します冊子内において、下記の通り、訂正がありますのでご案内いたします。

記

■該当箇所

第6章 出張旅費に関する手続き 6-2. 旅費の支給 39 ページ
(3) その他留意事項 ④タクシーやレンタカーの利用

■訂正内容

国外出張時におけるタクシー利用について、2017年度より次の移動範囲においても領収書等に基づき実費精算します。

- ・ 同一の市区町村内の移動
「用務地」～「用務地」、「用務地」～「宿泊先」
- ・ 市区町村をまたがる移動
「用務地」～「宿泊先」（従前より「用務地」～「用務地」は支給可）

【訂正内容（赤字）を反映させたガイドブック 39 ページ該当箇所のみ抜粋】

(3) その他留意事項

④タクシーやレンタカーの利用

- ・ 出張時の移動手段は公共交通機関の利用が前提であり、タクシーやレンタカーは、研究遂行上の理由によるやむを得ない場合に限り利用することが可能です。
- ・ 以下表の利用額の支給範囲欄で支給可に該当する領収書等は、タクシーやレンタカーを利用する理由（「執行理由書・説明書 [研究部様式 1-2]」、メール等）を添えて、各リサーチオフィスに提出してください。

区分		タクシーやレンタカー 移動範囲（1日単位）	タクシーやレンタカー 利用額の支給範囲
国内 出張	鉄道 片道 区間	70km 未満	同一の市区町村内 全額支給可
		市区町村をまたがる	全額支給可
	70km 以上	同一の市区町村内	日当より充当のため支給不可 (但し、日当超過分は支給可)
		市区町村をまたがる	全額支給可
国外 出張	国外移動 (国内移動は70km以上 の国内出張に準じる)	「空港」～「用務地」 「空港」～「宿泊先」	全額支給可
		同一の市区町村内 (タクシーは、「用務 地」～「宿泊先」も含む)	【タクシー】 全額支給可 【レンタカー】 日当より充当のため支給不可 (但し、日当超過分は支給可)
		市区町村をまたがる (タクシーは、「用務 地」～「宿泊先」も含む)	全額支給可

- ・ レンタカー利用に伴う、ガソリン代、高速道路代等も支出が可能です。
- ・ 複数名でタクシーやレンタカーを利用する場合は、一人当たりの負担額は均等割りしてください。利用額を日当より充当するケースでは、均等割りにした上で超過額分を支給する

なお、上述の通り、やむを得ない場合に限りタクシーの利用が可能になりますので、理由によってはタクシー代の精算ができない場合がありますのでご注意ください。

以上